

☺女性活躍推進法に基づく行動計画策定の流れ

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

□法に基づく次の4つの基礎項目（必須）について把握します。

- ①採用した労働者に占める女性割合（雇用管理区分ごと）
- ②勤続年数の男女差（雇用管理区分ごと）
- ③労働者の各月ごとの平均残業時間数
- ④管理職に占める女性労働者の割合

※より深く課題分析を行うため、必要に応じ、選択項目の活用も考えられます。

□把握した状況を基に、課題を分析します

※データを入力することで分析が簡単にできる「行動計画策定支援ツール」
(厚生労働省HP(女性活躍推進法特集ページ)掲載)をぜひご活用ください。



<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

□上記ステップ1で分析した課題に基づいて、(a) 計画期間、
(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り
込んだ行動計画を策定します。

□行動計画を自社のすべての労働者に周知します。

□求職者などが知ることができるよう、行動計画を外部に公表
します。

※外部公表先として「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。



<ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

□策定した行動計画に基づき、届出様式「一般事業主行動計画策定届」に必要事項を記入し、本社管轄の労働局
雇用環境・均等室（部）に郵送又は持参により届出します。

※届出様式は厚生労働省HP(女性活躍推進法特集ページ)よりダウンロードできます。



女性の活躍に関する情報公表も併せて行いましょう！

□「労働者の一月当たりの平均残業時間」や「管理職に占める女性労働者の割合」など法で定める情報公表項目
(14項目)のうち、1つ以上の自社の情報を学生をはじめとした求職者が簡単に閲覧できるように公表しま
しょう。

※情報公表先として「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

「女性の活躍推進企業データベース」とは？

厚生労働省が運営するデータベースで、各企業の女性の活躍状況に関する情報
を掲載、閲覧することができるサイトです。自社の女性活躍に関する情報や取組方針
を求職者や消費者等にアピールするツールとして活用できます。

「女性の活躍推進」として女性労働者だけを対象とした取組は問題ない？

「女性労働者を優先的に取り扱う取組」については、女性労働者が4割未満の雇用管理区分では、男女格差を埋めるための取組であれば均等法の特例として問題ありません。すでに女性労働者が4割以上を占める雇用管理区分では均等法違反となりますので、男女労働者ともに対象とした取組が必要です。



女性の活躍推進企業データベース

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して 女性がさらに活躍できる職場づくりを進めましょう！

▶ 人材確保対策

少子高齢化が進み労働力不足が見込まれる中、中小企業にとって優秀な人材の確保は大きな課題です。人材確保の観点からも、女性を含め、多様な人材が活躍できる職場づくりが今後ますます重要となります。

女性がさらに活躍できる職場を目指した、企業の目標や取組を「行動計画」として策定し、取組を進めましょう！

- 例えば・・・
- 女性がいない、少ない職種がある
- 女性の定着率が悪い
- 残業が多く、家庭との両立が難しい
- 女性の管理職がいない、少ない

自社では何が課題なのかを踏まえた
計画を策定し、取組を進める

▶ 行動計画とは？

平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」です。この法律では、各企業が自社の女性の活躍状況を把握し、自社の課題を踏まえた行動計画を策定・届出、周知・公表することが求められています。(常用労働者数301人以上企業は義務)

300人以下の企業は努力義務とされていますが、女性を始め働きやすい職場を目指す企業は、そのPRも兼ねて策定することをお勧めします。 ☺裏面の「行動計画策定の流れ」をご覧ください

▶ 取り組む企業は…

★取組に対する助成金があります

行動計画で定めた「数値目標」やその達成に向けた「取組目標」を達成した事業主に対して助成金を支給します。
⇒**両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)**

★日本政策金融公庫の低利融資が受けられます

★公共調達での優遇措置が受けられます

努力義務とされる300人以下の企業の場合、行動計画の策定・届出を行うだけで**加点の対象**となる場合があります。

▶ 行動計画策定・届出企業が、さらに認定基準を満たすと…

労働局へ認定申請することで、厚生労働大臣の認定（「えるぼし認定」）を受けると、「女性活躍推進企業」として、「えるぼし」マークを取得・活用することができます。



- 取り組んでみたいけど、何から始めればいいかわからない
- 人材確保対策の一環として取り組んで、助成金に結びつく？
- エルボシ認定を取得して「女性活躍推進企業」であることをPRしたい



まずは当室にご相談ください。ご来局、お電話、訪問など実情に応じお手伝いいたします。

山形労働局 雇用環境・均等室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
TEL 023 (624) 8228 FAX 023 (624) 8246